

# 第121期

## 定時株主総会招集ご通知

2018年4月1日から2019年3月31日まで

日 時 2019年6月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 東京都港区三田三丁目12番14号  
ニッテン三田ビル 当社本店（9階）  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

日本甜菜製糖株式会社

証券コード：2108

## 目次

■ 招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	2
■ 連結計算書類	17
■ 計算書類	20
■ 監査報告書	23
■ 株主総会参考書類	26
・ 第1号議案 剰余金処分の件	26
・ 第2号議案 取締役1名選任の件	27
・ 第3号議案 監査役3名選任の件	28
・ 第4号議案 補欠監査役1名選任の件	30

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目12番14号  
**日本甜菜製糖株式会社**  
取締役社長 恵 本 司

## 第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）   |
| 2. 場 所          | 東京都港区三田三丁目12番14号<br>ニッテン三田ビル 当社本店（9階）   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第121期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第121期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案           | 取締役1名選任の件   |
| 第3号議案           | 監査役3名選任の件   |
| 第4号議案           | 補欠監査役1名選任の件   |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nitten.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
なお、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項につきまして、訂正等の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nitten.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、緩やかな回復が続いております。

一方、海外経済では米中貿易摩擦や英国のEU離脱交渉など不安定な要素があり、先行き不透明な状況にあります。

砂糖業界におきましては、消費者の低甘味嗜好や、安価な輸入加糖調製品、異性化糖及び高甘味度人工甘味料の影響を受け砂糖消費量は減少傾向にあり、厳しい状況が依然として続いております。

当連結会計年度の売上高は、前期比1.5%減の579億9千7百万円となりましたが、経常利益は、受取配当金の増加等により、前期比2.7%増の20億3千7百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比8.2%増の13億2千4百万円となりました。

なお、ビート用紙筒の不具合に関する支払補償金として特別損失に3億5千9百万円計上しております。また、それに関連して受取補償金として2億3千1百万円、受取保険金として2千3百万円をそれぞれ特別利益に計上しております。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

#### <砂糖事業>

海外市況につきましては、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限）において1ポンド当たり期初12.52セントで始まり、9月にはインド、タイ、欧州等の砂糖生産量の増加見込みによる供給過剰感やインド政府が輸出支援策を打ち出したことから、2008年以来の低水準9.90セントまで下落しました。その後、10月にはブラジル通貨レアル高の進行等により、14.01セントまで上昇しましたが、ブラジルでのサトウキビの生育が順調なことに加えレアル安等により、12.53セントで当期を終えました。

一方、国内市況につきましては、期初189円～190円（東京精糖上白現物相場、キログラム当たり）で始まりましたが、海外相場の変動を受け7月には2円下落し187円～188円となり、そのまま当期を終えました。

ビート糖は、砂糖需要の減少を受けて白糖の販売量が減少し、採算的に厳しい原料糖の販売量が増加しました。売上高については国内砂糖市況の下落に伴い販売価格は低迷し、前期を下回りました。なお、原料糖の当期末在庫についてたな卸資産評価損を計上しております。

精糖は、業務用、家庭用小袋とも低調な荷動きとなり、販売量、売上高とも前期を下回りました。

砂糖事業の売上高は、383億4千万円（前期比4.0%減）となり、国内砂糖市況の下落に伴う販売価格の低迷と、ビート糖のたな卸資産評価損の影響が大きく、4億7千万円の営業損失（前期は4億7千6百万円の営業損失）となりました。

#### **<食品事業>**

イーストは、猛暑によるパン需要の落ち込みなどから販売量、売上高とも前期を下回りました。

オリゴ糖等食品素材は、ベタインの販売量が減少し、売上高は前期を下回りました。

食品事業の売上高は、25億4千8百万円（前期比6.6%減）となり、5百万円の営業損失（前期は1億7百万円の営業利益）となりました。

#### **<飼料事業>**

配合飼料は、販売量の増加と販売価格の上昇により、売上高は前期を上回りました。

ビートパルプは、生産量減により販売量は減少しましたが、売上高は販売価格の上昇により前期を上回りました。

飼料事業の売上高は、95億3千万円（前期比6.2%増）となりましたが、販売費の増加等により、営業利益は、ほぼ前期並の6億5千8百万円（前期比0.9%減）となりました。

#### **<農業資材事業>**

紙筒（移植栽培用育苗鉢）は、ビート用、そ菜用ともに販売量が減少し、売上高は前期を下回りました。

農業機材は、移植機材・播種機材の販売の増加により、売上高は前期を上回りました。

農業資材事業の売上高は、46億3千1百万円（前期比7.1%増）となり、営業利益は4億9千1百万円（前期比39.7%増）となりました。

#### **<不動産事業>**

不動産事業の売上高は、新規物件の寄与により、前期を上回る15億2千9百万円（前期比7.1%増）となりましたが、初期費用等の発生により、営業利益は、ほぼ前期並の8億3千3百万円（前期比1.2%増）となりました。

#### **<その他の事業>**

その他の事業は、貨物輸送の減少等により売上、利益とも減少しました。

その他の事業の売上高は14億1千6百万円（前期比5.0%減）となり、営業利益は5千8百万円（前期比52.5%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、25億9千7百万円であります。その主なものは、賃貸用商業ビルおよび賃貸用店舗の建設であります。なお、設備投資は自己資金等でまかなっております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

砂糖業界におきましては、消費者の低甘味嗜好や安価な輸入加糖調製品・異性化糖・高甘味度人工甘味料の増加などにより国内の砂糖消費量は減少傾向にあります。2019年3月に農林水産省が公表した「砂糖及び異性化糖の需給見通し」では、2018年10月から2019年9月までの1年間の分蜜糖消費量を188万トンと見込まれましたが、これは前年同時期の消費見込から2万トンの減少であります。

このように、消費の低迷に伴う販売の伸び悩みなど、極めて厳しい状況ではありますが、当社グループは引き続きコスト削減及び適正価格での販売に努め、収益力の確保に取り組みとともに、国内砂糖の消費拡大活動についても取り組んでまいります。

2018年産の原料甜菜による製糖作業は、10月中旬より開始いたしました。

昨年の原料甜菜は、春先の低温や夏場の局地的な大雨等気象変動が大きく、地域間・圃場間の生育差が心配されましたが、秋口からは晴天が続き甜菜の生育に適した天候で推移したことから、高品質原料を確保することができました。

また、製糖資材使用の抑制を進めるなど高効率な製糖作業に努め、製造コスト削減を図りました。

砂糖業界を取り巻く国際情勢に関しましては、T P P 1 1（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が2018年12月30日に、日 E U ・ E P A（経済連携協定）が2019年2月1日に発効しております。協定発効による影響を注視してまいります。

当社グループといたしましては、砂糖をはじめ各製品において、引き続きコスト削減を徹底するとともに、適正価格での販売に努め、収益力の確保、経営基盤の安定化を図ってまいります。

また、品質管理を徹底し、安全性および品質の更なる向上を図り、皆様に信頼される製品の提供に心がけてまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 118 期 (2015/4~2016/3)	第 119 期 (2016/4~2017/3)	第 120 期 (2017/4~2018/3)	第 121 期 (2018/4~2019/3)
売 上 高 (百万円)	57,823	58,133	58,895	57,997
経 常 利 益 (百万円)	2,244	2,518	1,983	2,037
親会社株主に属する 当期純利益 (百万円)	1,362	1,513	1,223	1,324
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	9円55銭	107円12銭	86円47銭	93円37銭
総 資 産 (百万円)	96,191	98,946	99,106	98,302
純 資 産 (百万円)	66,571	68,817	68,260	69,438
1 株 当 た り 純 資 産 額	471円46銭	4,866円59銭	4,821円55銭	4,892円67銭

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」は、自己株式を控除後の発行済株式総数により算出しております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が所有する当社株式を自己株式に加算し算出しております。

2. 当社は2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しておりますが、第119期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」を算定しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
十 勝 鉄 道 株 式 会 社	15 <sup>百万円</sup>	100%	貨物自動車運送業
スズラン企業株式会社	10	※100	石油類・書籍販売およびスポーツ施設営業
ニッテン商事株式会社	18	100	食品卸売業
サークル機工株式会社	15	100	農業用機械器具の製造販売

(注) ※印は子会社による出資を含む比率であります。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業セグメント	主要な製品または事業内容
砂糖事業	ビート糖、精糖、ビート糖蜜、精糖蜜等
食品事業	イースト、オリゴ糖、ベタイン、仕入商品等
飼料事業	配合飼料、ビートパルプ等
農業資材事業	紙筒、農業用機械器具、農業資材、甜菜種子等
不動産事業	不動産賃貸等
その他の事業	貨物輸送、石油類販売、書籍販売、スポーツ施設営業等

(8) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都港区	清水バイオ工場	北海道清水町
札幌支社	札幌市中央区	清水紙筒工場	北海道清水町
芽室製糖所	北海道芽室町	総合研究所	北海道帯広市
美幌製糖所	北海道美幌町	ビジネスセンター	北海道芽室町
士別製糖所	北海道士別市		

② 子会社

名称	所在地
十勝鉄道株式会社	北海道帯広市
スズラン企業株式会社	北海道帯広市
ニッテン商事株式会社	千葉県美浜区
サークル機工株式会社	北海道滝川市



## (9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
砂糖事業	309名	5名増
食品事業	69名	7名増
飼料事業	53名	2名増
農業資材事業	129名	－
不動産事業	1名	－
その他の事業	81名	5名増
全社(共通)	65名	7名減
合計	707名	12名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。  
2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
573名	9名増	43.9歳	20.4年

(注) 上記には臨時従業員は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
農林中央金庫	3,035 百万円
株式会社みずほ銀行	3,035
株式会社三菱UFJ銀行	1,417
株式会社北洋銀行	635
株式会社三井住友銀行	410

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,325,642株（自己株式1,133,381株を含む）
- (3) 株主数 12,360名（前期末比281名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
明治ホールディングス株式会社	1,470 <sup>千株</sup>	10.36%
ニッポン共栄会	868	6.12
株式会社みずほ銀行	705	4.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	650	4.58
農林中央金庫	514	3.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	475	3.35
東京海上日動火災保険株式会社	428	3.02
日本通運株式会社	320	2.26
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	281	1.99
三菱商事株式会社	265	1.87

(注) 1. 当社は、自己株式1,133,381株を所有しておりますが、上記大株主の記載からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 取締役	中 村 憲 治	
代表取締役社長 取締役	恵 本 司	営業担当
常務取締役	佐 藤 和 彦	札幌支社長、農務部・農技開発部管掌 サークル機工株式会社代表取締役社長
常務取締役	鈴 木 良 幸	芽室製糖所長、品質保証部・技術部管掌、十勝総括兼掌
取 締 役	佐 渡 谷 裕 朗	飼料事業部長、総合研究所担当
取 締 役	八 卷 唯 史	管理部長、人事部長、経営企画室・総務部・経理部担当
取 締 役	木 山 邦 樹	農務部長、農技開発部担当
取 締 役	前 田 孝 幸	士別製糖所長
取 締 役	石 栗 秀	経営企画室長、関連会社担当部長
取 締 役	小 島 洋 司	美幌製糖所長
取 締 役	寺 澤 秀 和	紙筒事業部長
取 締 役	浅 羽 茂	早稲田大学ビジネススクール教授 沖電気工業株式会社社外取締役
常勤監査役	森 山 英 二	
常勤監査役	沖 有 康	
監 査 役	二 村 孝 文	
監 査 役	村 山 泰 之	

- (注) 1. 取締役浅羽 茂氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役二村孝文氏および村山泰之氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役浅羽 茂氏ならびに監査役二村孝文氏および村山泰之氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に届出を行っております。  
 4. 常勤監査役森山英二氏および沖 有康氏は当社経理部長をはじめ長年にわたり経理業務に携わっており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役浅羽 茂氏ならびに監査役二村孝文氏および村山泰之氏は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額および対象員数			
		金 銭 報 酬		株 式 報 酬	
		総 額 (百万円)	対 象 員 数	総 額 (百万円)	対 象 員 数
取 締 役 (うち社外取締役)	182 (7)	175 (7)	14名 (1名)	6 (-)	11名 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	40 (12)	40 (12)	4名 (2名)	- (-)	- (-)
合 計	222	215	18名	6	11名

- (注) 1. 上記には、2018年6月28日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第108期定時株主総会において、月額200万円以内と決議されております。また別枠で、2018年6月28日開催の第120期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は年額300万円以内と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第96期定時株主総会において、月額400万円以内と決議されております。
5. 株式報酬の総額は、当事業年度に費用計上した金額であります。
6. 上記のほか、2006年6月29日開催の第108期定時株主総会における役員退職慰労金の打切り支給決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し役員退職慰労金(190万円)を支給しております。

#### (4) 役員の報酬の額の決定に関する方針

取締役の報酬は金銭報酬と株式報酬とで構成され、株主総会にその上限を上程し、決議された報酬限度額の範囲内において、役職、在任期間等を勘案の上、取締役会にて決定しています。

監査役の報酬は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議を経て決定しています。

#### (5) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
取締役浅羽 茂氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	浅 羽 茂	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、客観的な見地から発言を行っております。
監 査 役	二 村 孝 文	当事業年度開催の取締役会12回および監査役会9回の全てに出席し、客観的な見地から発言を行っております。
	村 山 泰 之	当事業年度開催の取締役会12回および監査役会9回の全てに出席し、客観的な見地から発言を行っております。

## 4. 会計監査人に関する状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

### (3) 会計監査人の報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額                   | 55百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 55百万円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していませんので、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### (4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の目的とします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」（いわゆる内部統制システムの構築）の基本方針及び当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

なお、2019年4月1日より、法令遵守の仕組みの整備、及び想定される様々なリスクへの対処を一元的に担う常設機関としてコンプライアンス・リスク管理推進室を新設しております。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、「開拓者精神を貫き、社会に貢献しよう」の社是のもと、「企業行動指針」及びその「実行の手引き」を行動規範として、誠実に職務を執行しなければならない。
- ② コンプライアンス体制の構築は、企業行動委員会において行う。  
必要に応じ、各部門において所管業務に係るガイドラインを策定し、コンプライアンスの推進を図るものとする。
- ③ 取締役は、取締役会において自らの職務執行状況を適切に報告するとともに、各取締役の職務の執行を相互に監視・監督する。  
重大な法令・定款違反の事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告しなければならない。  
取締役会においては、内部統制に関する事項を定例的議題として取り扱うこととし、継続的に改善を実施するものとする。
- ④ 監査役は、内部統制システムの有効性について監査を行う。  
重大な法令・定款違反の事実を発見した場合は、速やかに代表取締役または取締役会に報告しなければならない。
- ⑤ 内部監査部門は、内部統制構築のモニタリングを行い、法令遵守体制の整備状況を検証するものとする。
- ⑥ 管理部に設置の内部通報相談窓口（ホットライン）を適切に運用し、自ら不正を正す環境を整備するものとする。

### (2) 損失の危険の管理に関する体制

- ① リスク管理体制の構築は、リスク管理推進委員会で行うこととする。
- ② リスク管理は、各部門が所管業務のリスクを管理することを基本とする。  
取締役及び使用人は、リスクを最小限に止めるため、各業務規程、事務実施要領（マニュアル）等に定める手順により、業務を執行しなければならない。
- ③ 内部監査部門は、実地監査を通じリスク管理体制の整備状況を検証するものとする。
- ④ 万一、不測の事態が発生した場合には、危機管理委員会を開催し、社長を本部長とする緊急対策本部を設置して、迅速な対応を行い、損失を最小限に止めることとする。

### **(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催する。また、必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行うこととする。
- ② 経営戦略上の重要事項については、テレビ会議システムを利用して役員連絡会を開催し、あらかじめ十分な検討を行うことにより、取締役会の効率的な運営を図る。  
また、役員連絡会においてコンプライアンス及びリスク管理に関する事項について随時検討を行い、内部統制システムの構築を機動的に行うこととする。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、事務分掌規程、職務権限規程、会議体規程及び各業務規程等を通じ定められた執行手続に従い、適正かつ効率的に行わなければならない。

### **(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程及び文書保存年限規程に基づき、保存する。
- ② 取締役会議事録は永久保存とし、10年間本社に備え置き、閲覧の用に供する。
- ③ その他の文書の保存は、文書保存年限規程において定める文書毎の標準保存年限による。

### **(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 「企業行動指針」の遵守をグループ会社に適用することにより、企業集団における業務の適正を確保することとする。
- ② グループ会社は、企業行動委員会、リスク管理推進委員会等の内部統制会議に出席し、コンプライアンス及びリスク管理に関する体制の整備を図るものとする。
- ③ グループ会社の経営管理は、グループ会社担当部署を通じて行い、自主性を損なわない範囲内で、経営指導を行うこととする。
- ④ グループ会社の職務の執行は、各種規程を通じ定められた執行手続に従い、適正かつ効率的に行わなければならない。
- ⑤ 監査役は、グループ会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するものとする。
- ⑥ 当社の内部監査部門は、グループ会社の内部監査を実施する。
- ⑦ 当社取締役が、グループ会社における法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、速やかに当社監査役に報告しなければならない。
- ⑧ グループ会社において、当社からの経営管理、経営指導内容が法令・定款に違反すると判断した場合は、速やかに当社監査役に報告するものとする。
- ⑨ 当社取締役会において、グループ会社に関する事項を定例的議題として取り扱い、担当取締役がグループ会社における取締役等の職務の執行に係る事項について報告するものとする。

### **(6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役から、職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、当社使用人から監査役補助者を任命することとする。



監査役補助者の任命、解任、人事異動は、監査役会の同意を得たうえで、代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

- ② 監査役補助者は、内部監査担当部署を除き、原則として業務の執行にかかる役職を兼務しないものとする。
- ③ 監査役補助者は、監査役が指示した補助業務については、監査役の指揮命令に従うものとする。

#### **(7) 監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人は、会社の業務または業績に重要な影響を与える事項について、監査役に速やかに報告するものとする。
- ② 前項にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ③ 内部通報相談窓口を適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ④ グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、グループ会社の業務または業績に重要な影響を与える事項について、速やかに当社監査役に報告するものとする。
- ⑤ 監査役へ報告を行ったこと、または内部通報相談窓口により通報を行ったことを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。

#### **(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- ① 監査役と代表取締役は、定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。
- ② 監査役と会計監査人は、定期的に会合をもち、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。
- ③ 監査役と内部監査部門が緊密な連携を保つことにより、効率的かつ実効的な監査を実施することとする。
- ④ 監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

#### **(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

- ① 2015年5月1日付の会社法及び会社法施行規則改正に伴い、内部統制システムの構築に関する基本方針を改定いたしました。
- ② 取締役の職務執行については、取締役会を12回開催し、法令・定款に定められた事項及び経営に関する重要事項を審議決定するとともに、各取締役から職務執行に関する報告を受け、相互に職務執行の監督を行っております。また、テレビ会議システムを活用した役員連絡会を17回開催し、各取締役の具体的な職務執行状況、内部統制に関する事項、経営上の重要な事項等の検討を行い、取締役会の効率的運営を図っております。

- ③ 監査役会の職務執行については、監査役会を9回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定し、これに基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換・意見交換を行い、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備状況等を確認しております。
- ④ 内部監査については、内部監査室が、財務報告に係る内部統制の有効性評価を含め、監査計画に基づいて監査を行っております。
- ⑤ 法令遵守、リスク管理等については、企業行動委員会、リスク管理推進委員会等を定期的に開催し、コンプライアンスに対する意識向上を図るとともに、危機管理における具体的な対応について検討を行っております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「開拓者精神を貫き、社会に貢献しよう」の社是のもと、北海道寒地農業の振興と国内甘味資源自給率確保の社会的使命を企業理念として、主業のビート糖事業を中心に公益性の高い事業を営んでおります。

甜菜（ビート）は、北海道の畑作農業において欠くことのできない基幹作物の一つであり、ビート糖事業には原料生産者をはじめ多くのステークホルダーが存在しており、企業利潤追求の枠を超えて、長期的かつ安定的に事業を継続することが求められております。

ビート糖事業は、天候に大きく左右されることはもとより、砂糖の国際価格の変動や、WTO（世界貿易機関）、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等、様々な国境措置の帰趨に大きく影響を受ける状況となっており、今後予想される厳しい企業環境を見据え、財務体質の強化と事業基盤の拡大を図っていかねばなりません。

したがって、当社は、当社の財務および事業の決定を支配する者は、事業の社会性を考慮したうえで、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、利得権益獲得のみを追求して大量買付け行為を行う者、あるいは中長期的な経営方針に関する情報を充分提供せずに大量買付け行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

なお、「会社を支配する者のあり方」は、最終的には、当社の経営基本方針と大量買付け行為を行う者の経営方針を勘案のうえ、株主の皆様の判断により決定されるべきものと考えておりますので、現時点では具体的な買収防衛策は導入いたしません。

但し、株主の皆様が判断するに当たり、大量買付け行為を行う者が、必要な時間と十分な情報を提供しない場合などは、相当な対抗措置を講ずる必要がありますので、買収防衛策の導入について今後とも検討を続けてまいります。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>45,401</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,546</b>
現金及び預金	4,485	支払手形及び買掛金	1,075
受取手形及び売掛金	7,398	短期借入金	9,749
有価証券	5,000	未払法人税等	506
商品及び製品	22,585	その他	5,214
仕掛品	1,736	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,317</b>
原材料及び貯蔵品	2,747	長期借入金	218
未収入金	1,205	繰延税金負債	4,839
その他	243	役員退職慰労引当金	16
貸倒引当金	△1	退職給付に係る負債	4,861
<b>固 定 資 産</b>	<b>52,900</b>	長期預り保証金	1,034
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>24,921</b>	その他	1,347
建物及び構築物	12,075	<b>負 債 合 計</b>	<b>28,864</b>
機械装置及び運搬具	5,729	純 資 産 の 部	
土地	6,535	<b>株 主 資 本</b>	<b>56,875</b>
リース資産	36	資 本 金	8,279
建設仮勘定	317	資 本 剰 余 金	8,420
その他	227	利 益 剰 余 金	42,525
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>326</b>	自 己 株 式	△2,349
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>27,652</b>	その他の包括利益累計額	12,562
投資有価証券	26,093	その他有価証券評価差額金	12,411
長期貸付金	300	繰延ヘッジ損益	0
退職給付に係る資産	1,097	退職給付に係る調整累	150
その他	171	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>69,438</b>
貸倒引当金	△9	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>98,302</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>98,302</b>		

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

売上高		57,997
売上原価		42,343
<b>売上総利益</b>		<b>15,654</b>
販売費及び一般管理費		14,076
<b>営業利益</b>		<b>1,577</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	530	
持分法による投資利益	32	
その他	85	648
営業外費用		
支払利息	108	
固定資産処分損	53	
その他	27	188
<b>経常利益</b>		<b>2,037</b>
特別利益		
固定資産売却益	122	
受取補償金	231	
受取保険金	23	
その他	9	386
特別損失		
固定資産処分損	101	
支払補償金	359	
その他	7	469
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>1,955</b>
法人税、住民税及び事業税	705	
法人税等調整額	△75	630
<b>当期純利益</b>		<b>1,324</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,324</b>

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	8,279	8,409	41,908	△2,421	56,176
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△707		△707
親会社株主に帰属する当期純利益			1,324		1,324
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		10		73	84
株主資本以外の項目の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	10	616	72	699
当 期 末 残 高	8,279	8,420	42,525	△2,349	56,875

	その他の包括利益累計額				純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	11,870	△0	214	12,084	68,260
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△707
親会社株主に帰属する当期純利益					1,324
自 己 株 式 の 取 得					△1
自 己 株 式 の 処 分					84
株主資本以外の項目の変動額(純額)	540	0	△63	477	477
連結会計年度中の変動額合計	540	0	△63	477	1,177
当 期 末 残 高	12,411	0	150	12,562	69,438

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>43,178</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>18,208</b>
現金及び預金	2,927	買掛金	968
受取手形	265	短期借入金	11,899
売掛金	7,084	未払金	226
有価証券	5,000	未払費用	2,523
商品及び製品	21,916	未払法人税等	410
仕掛品	1,716	未払消費税等	90
原材料及び貯蔵品	2,730	前受金	108
前払費用	145	従業員預り金	1,705
未収入金	1,201	その他	274
その他	190	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,920</b>
貸倒引当金	△1	長期借入金	218
<b>固 定 資 産</b>	<b>49,754</b>	繰延税金負債	4,533
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>23,632</b>	退職給付引当金	4,820
建物	9,746	長期預り保証金	1,017
構築物	1,415	長期預り敷金	1,106
機械装置	5,402	その他	225
工具器具備品	190	<b>負 債 合 計</b>	<b>30,128</b>
土地	6,460	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	346	<b>株 主 資 本</b>	<b>50,914</b>
その他	71	資 本 金	<b>8,279</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>310</b>	資 本 剰 余 金	<b>8,420</b>
借地権	179	資本準備金	8,404
ソフトウェア	110	その他資本剰余金	15
その他	19	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>36,563</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>25,811</b>	利益準備金	2,069
投資有価証券	23,401	その他利益剰余金	34,493
関係会社株式	1,191	配当準備積立金	2,700
長期貸付金	300	設備拡張積立金	1,200
前払年金費用	842	買換資産圧縮積立金	2,296
その他	85	特別償却準備金	52
貸倒引当金	△9	別途積立金	18,516
<b>資 産 合 計</b>	<b>92,932</b>	繰越利益剰余金	9,728
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,349</b>
		評価・換算差額等	<b>11,889</b>
		その他有価証券評価差額金	<b>11,889</b>
		繰延ヘッジ損益	<b>0</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>62,803</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>92,932</b>

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

売上高		55,062
売上原価		40,729
<b>売上総利益</b>		<b>14,333</b>
販売費及び一般管理費		13,212
<b>営業利益</b>		<b>1,120</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	509	
その他の	72	582
営業外費用		
支払利息	128	
固定資産処分損	53	
その他の	27	209
<b>経常利益</b>		<b>1,493</b>
特別利益		
固定資産売却益	122	
受取補償金	231	
受取保険金	23	
その他の	6	383
特別損失		
固定資産処分損	101	
支払補償金	359	
その他の	7	469
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,407</b>
法人税、住民税及び事業税	520	
法人税等調整額	△75	445
<b>当期純利益</b>		<b>962</b>

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 備 本 金 準 備 金	そ の 他 資 利 本 金 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	8,279	8,404	5	8,409	2,069	34,239	36,309	
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△707	△707	
当 期 純 利 益						962	962	
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			10	10				
株主資本以外の項目の変動額(純額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	10	10	-	254	254	
当 期 末 残 高	8,279	8,404	15	8,420	2,069	34,493	36,563	

	株主資本		評価・換算差額等			純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,421	50,576	11,400	△0	11,400	61,977
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△707				△707
当 期 純 利 益		962				962
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1				△1
自 己 株 式 の 処 分	73	84				84
株主資本以外の項目の変動額(純額)			488	0	488	488
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	72	337	488	0	488	826
当 期 末 残 高	△2,349	50,914	11,889	0	11,889	62,803

(注) その他利益剰余金の内訳については、下記のとおりであります。

	配 当 準 備 積 立 金	設 備 拡 張 積 立 金	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,700	1,200	2,328	54	18,516	9,440	34,239
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
取 崩 積 立			△31	△7 6		38 △6	- -
剰 余 金 の 配 当						△707	△707
当 期 純 利 益						962	962
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△31	△1	-	288	254
当 期 末 残 高	2,700	1,200	2,296	52	18,516	9,728	34,493

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

日本甜菜製糖株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 東 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田辺 拓央 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本甜菜製糖株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本甜菜製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

日本甜菜製糖株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 東 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田辺 拓央 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本甜菜製糖株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

日本甜菜製糖株式会社 監査役会

監査役(常勤) 森 山 英 二 ㊤

監査役(常勤) 沖 有 康 ㊤

監査役(社外監査役) 二 村 孝 文 ㊤

監査役(社外監査役) 村 山 泰 之 ㊤

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要な政策と位置づけ、財務体質の強化と事業基盤の拡大を図りつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、砂糖業界を取り巻く環境が依然として厳しく、先行き予断を許さない状況にあります。本年6月をもって会社創立100周年を迎えましたことから、永年にわたる株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき50円の普通配当に加え、30円の記念配当を実施し、合計1株につき80円とさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金80円（普通配当50円、創立100周年記念配当30円）

総額 1,135,380,880円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、社外取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 [ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ]	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	<small>はし もと しゅう いち</small> 橋 本 秀 一 (1956年5月1日生)	1979年4月 明治製菓株式会社入社 2012年7月 Meiji Seika ファルマ株式会社 (旧明治製菓(株)が商号変更) 農薬資材部長 2014年6月 Meiji Seika ファルマ株式会社 執行役員 生物産業事業本部長 メイジ・ファルマ・コリアCo.,Ltd.理事 現在に至る	0株
	[社外取締役候補者とした理由] Meiji Seika ファルマ株式会社 執行役員として培われた高い見識と豊富な経験を、当社の経営に活かせると判断し、取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 取締役候補者 橋本秀一氏は、2019年6月26日をもってMeiji Seika ファルマ株式会社 執行役員、メイジ・ファルマ・コリアCo.,Ltd. 理事を退任する予定であります。
2. 取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。  
橋本秀一氏はMeiji Seika ファルマ株式会社の出身であります。Meiji Seika ファルマ株式会社と当社との間には、商社を通じた製品販売の取引がありますが、直接の取引関係にはなく、取引条件は他の取引先と異なっておりません。また、取引内容についても、当社の経営に影響を与えようような特記すべき取引はありません。
3. 橋本秀一氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は橋本秀一氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に届出を行う予定であります。
4. 当社は、橋本秀一氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役4名のうち森山英二、沖 有康、二村孝文の3氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 [重要な兼職の状況]	所有する 当社株式の数
1	ふじ さき ひろ ゆき 藤崎裕之 (1963年2月8日生)	1985年4月 当社入社 2016年4月 当社食品事業部部长 2016年6月 当社芽室製糖所副製糖所長 2018年4月 当社土別製糖所副製糖所長 現在に至る	424株
新任	[監査役候補者とした理由] 製造部門および品質管理部門での豊富な業務経験を有しており、これらの知識と経験を当社の監査業務に活かせると判断し、監査役候補者といたしました。		
2	もり やま えい じ 森山英二 (1955年4月7日生)	1978年4月 当社入社 2007年4月 当社経理部部长 2008年6月 当社経理部部长 2014年10月 当社内部監査室長 2015年6月 当社常勤監査役 現在に至る	3,300株
再任	[監査役候補者とした理由] 経理に関する豊富な業務経験を有しており、2015年から当社監査役を務めております。引き続きこれらの知識と経験を当社の監査業務に活かせると判断し、監査役候補者といたしました。		
3	ます もと よし たけ 増本善丈 (1967年10月27日生)	2000年10月 弁護士登録 2004年7月 大江黒田法律事務所入所 2007年5月 大江忠・田中豊法律事務所入所 2010年6月 スプリング法律事務所入所 現在に至る 2013年6月 株式会社エムアールアイ債権回収取締役 現在に至る	0株
新任 社外	[社外監査役候補者とした理由] 弁護士として培われた専門的な知識と経験を、当社の監査業務に活かせると判断し、社外監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 藤崎裕之氏の所有する当社株式の数は、従業員持株会における本人持分を記載しております。
3. 増本善丈氏は、社外監査役候補者であります。  
なお、当社は増本善丈氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届出を行う予定であります。
4. 当社は、増本善丈氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月28日開催の第120期定時株主総会において、増本善丈氏を補欠監査役として選任いただきましたが、選任決議の効力は本定時株主総会の開始の時までとされておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
おおいりんたろう 大井倫太郎 (1974年12月29日生)	2002年10月 弁護士登録 吉峯総合法律事務所入所 現在に至る	0株
〔補欠監査役候補者とした理由〕 大井倫太郎氏を補欠監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた専門的な知識と経験を、当社の監査業務に活かせると考えたからであります。なお、同氏は会社の経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。		

- (注) 1. 大井倫太郎氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 大井倫太郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大井倫太郎氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

以上



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

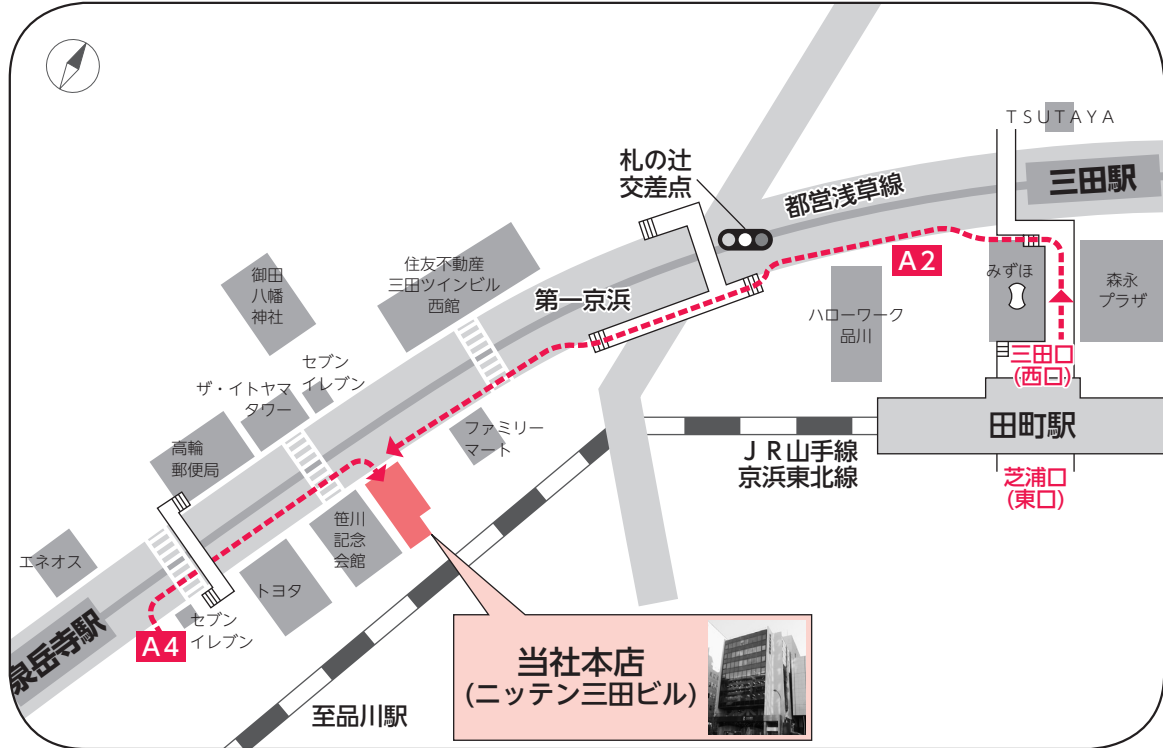
A series of horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

## 場所

東京都港区三田三丁目12番14号

ニッテン三田ビル 当社本店 (9階)



## 交通機関

都営浅草線「泉岳寺駅」A4出口より徒歩6分

都営浅草線・三田線「三田駅」A2出口より徒歩9分

J R山手線・京浜東北線「田町駅」三田口より徒歩10分

※駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、  
お願い申し上げます。



日本甜菜製糖株式会社

ホームページ <http://www.nitten.co.jp>

